

府中市市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

府中市長 高 野 律 雄

府中市規則第 5 2 号

府中市市税条例施行規則の一部を改正する規則

府中市市税条例施行規則（昭和 3 8 年 3 月府中市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<u>（納入書の様式）</u>	<u>（納税通知書等の様式）</u>
第 3 3 条 市税に係る納付金を納入する場合における納入書の様式は、別記様式第 6 8 号又は別記様式第 6 8 号の 2 による。	第 3 3 条 次の各号に掲げる納税通知書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 条例第 6 4 条の 2 第 2 項の規定によつて徴収する固定資産税の納税通知書 別記様式第 6 4 号</u> <u>(2) 市税に係る納付金を納入する場合における納入書 別記様式第 6 8 号又は別記様式第 6 8 号の 2</u>
別記様式 省 略	別記様式 省 略

第64号 削除

省 略

第64号 地方税法第364条第5項の固定資産税納税通知書 第33条

省 略

第31号様式の3（裏）を削る。

第64号様式（表）を次のように改める。

第64号様式 削除

第64号様式（裏）を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則（第31号様式の3（裏）を削る改正規定を除く。）による改正後の府中市市税条例施行規則の規定は、令和7年11月25日から適用する。